

土壤汚染対策法第32条第1項に基づく失効に関する公示

次の指定調査機関は土壤汚染対策法第32条第1項の規定により同法第3条第1項の指定の効力を失ったので、同法第43条第2号の規定に基づき公示します。

令和7年7月16日更新

事由	指定番号	失効日	指定調査機関名	土壤汚染状況調査等を行う事業所		備考
				名称	所在地	
失効	2020-47000-0002	令和7年6月12日	株式会社照屋土建			
失効	2016-47000-0001	令和3年7月20日	沖縄環境調査株式会社			

※ 環境大臣から権限移譲された平成27年4月1日以降の情報を掲載しています。